

図表 1 個人番号の主な利用範囲

分野	利用範囲
税務	○国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
年金	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
労働	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
社会保障分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子および寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
地方公共団体が条例で定める事務	○社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成
(※) 衆議院の審議では、個人番号を利用した給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み)の導入に関して法案の修正が行われ、給付付き税額控除の事務を実施するために、必要な体制の整備を検討することが法律に明記された。

個人番号は、市町村長より住民票コードを交換して、通知カードにより個人に通知されることになっている。個人番号は、盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更が可能とされている。また、

4. 個人番号とは

個人番号は、市町村長より住民票コードを交換して、通知カードにより個人に通知されることになっている。個人番号は、盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更が可能とされている。また、

ようなものが想定されている。このように、番号制度は、所得情報の正確な把握、社会保障の不正受給や税の不正還付等の防止に役立つと考えられているが、この役割を果たすためには、「番号」付の支払調書等が提出されること前提となる。もっとも、現状では、すべての事業所得について支

払調書等が提出されているわけではない。さらに、事業所得者の経費について、私的消費が事業経費かの区別は自己申告でしか判断できない。そのため、番号制度が導入されたとしても、税務当局が事業所得を正確に把握することは困難であるといわれている。また、個人が保有する海外資産やその取

引情報を税務当局が正確に把握するのにも限界があるとされる。このため、番号制度が導入されたからといって、必ずしもすべての所得が税務当局に正確に把握されるわけではないのである。

3. 社会保障分野でのメリット

番号制度の導入による社会保障

2013年5月24日に、社会保障・税番号制度(以下、番号制度)を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(以下、番号法)が、参議院本会議で可決成立した。社会保障・税番号(個人番号)は、2015年後半から国民一人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定となっている。なお、個人だけでなく法人にも番号が与えられる。

本稿では、この番号法について概説する。

1. 番号制度の利用分野

従来、納税者番号制度といわれていたときには、番号は、税務分野でのみ利用されることが検討されていたと思われるが、番号法では、年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や災害対策に利用されることが想定されている。さらには、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であつて地方公共団体が条例で定める事務にも利用されることが想定されている(図表1)。

ただし、金融機関を含む民間企業などが、法定調書へ番号を記入等すること以外で番号を利用することは認められていない。最初から、幅広い分野で番号制度の利用を認めるというのではなく、限定的な範囲でのみ利用を認めるという意味で、まずは、スモールスタートということがいわれる。

2. 番号制度の税務分野でのメリット

番号制度の導入により、税務当局が保有する各種所得情報を、正確かつ効率的に名寄せ・突合せすることが可能となり、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できるとされる。

図表2 今後のスケジュール

2013 (平成25) 年	番号法成立
2015 (平成27) 年後半	番号通知
2016 (平成28) 年	・個人番号カードの交付 ・順次、個人番号の利用開始 【2016年1月から利用する手続のイメージ】 ○社会保障分野（年金に関する相談・照会） ○税分野（申告書、法定調書等への記載） ○災害対策分野（要援護者リストへの個人番号記載）※ただし、事前に条例の手当てが必要
2017 (平成29) 年	情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始

中長期在留者、特別永住者等の外国人住民にも番号が通知されることになっている。

さらに、2016年以降に市町村長から、番号が記載された顔写真付きの個人番号カードが交付される。

個人番号の利用範囲は、法律で限定されている。また、法律に規定する場合を除き、他人に個人番

号の提供を求めることは禁止されている。さらに、本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要がある。

5. 個人情報保護

番号制度の導入により、多くの人が懸念するのは、個人情報がつかり保護されるのかということであろう。

この点について、番号法では、法律の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成が禁止されている。また、特定個人情報の提供も原則として禁止されている。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など法律に規定するものに限り、特定個人情報

の提供も可能となっている。この情報提供ネットワークシステムでは、情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いずに、目に見えない「符号」が用いられ、

個人情報の一元管理ができない仕組みが構築されている。

さらに、金融機関を含む民間事業者は、この情報提供ネットワークシステムを使用することはできない。

前述した、マイ・ポータルを設けることも個人情報保護のひとつの方法であろう。そのほか番号法では、特定個人情報保護評価の実施や独立の第三者機関である特定個人情報保護委員会の設置、さらには個人情報保護法より重い罰則を設けるなど罰則の強化を行うことなどにより、個人情報の保護を強化している。この点で、番号法は、個人情報保護法の特別法とされる。

6. 個人情報の管理方法

番号制度導入後も、従来どおり個人情報とは各行政機関等が保有する。このため、各行政機関は、他の機関の個人情報が必要となった場合、番号法で定められるものに限り、情報提供ネットワークシ

テムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる。

すなわち、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができ「一元管理」の方法がとられるわけではなく、「分散管理」の方法がとられる。

7. 今後のスケジュール

今後の番号制度のスタートに向けたスケジュールは、図表2のとおりである。2016年1月から利用される分野は、狭い範囲に限られることが想定されている。情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータルの運用開始は、制度スタート当初から開始されるわけではなく、2017年となることが想定されている。



鳥毛拓馬

大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。

